



# 取引適正化に向けた最近の取組等

令和4年5月  
中小企業庁

# 1. 中小企業の取引適正化をめぐる重点5課題と今後の対応方針

2016年度

2017年度

2018年度

2019年度

2020年度

2021年度

2022年度～

「未来志向型の取引慣行に向けて」公表（2016年9月）  
※重点3課題

自主行動計画の策定（2017年3月以降）  
19業種52団体で策定

改訂版「未来志向型の取引慣行に向けて」公表（2020年6月）  
※重点2課題追加

「取引適正化に向けた5つの取組」公表（2022年2月）

価格決定方法の適正化

振興基準改正

不合理な原価低減要請等について規定

自主行動計画の策定・フォローアップ調査を要請

転嫁円滑化施策パッケージに基づく取締り強化

価格交渉促進月間(3月/9月)の実施

適切な価格転嫁のための価格交渉を促す。FU調査結果を踏まえ、「指導・助言」を実施。

支払条件の改善

手形通達の改正

可能な限り現金払い化、手形サイトの短縮化を推進

自主行動計画の策定・フォローアップ調査を要請

手形通達の再改正

▶手形サイトを全業種60日以内  
▶振興基準に反映

約束手形のサイトの短縮(60日以内) → 2024 サイトの60日以内への対応

約束手形の利用の廃止に向けた自主行動計画の策定

産業界・金融界に自主行動計画の策定・改定を要請

2026 約束手形の利用の廃止

型取引の適正化

振興基準改正

型の保管・管理の適正化等について規定

型管理に向けたアクションプラン策定

型の廃棄・保管等についての原則を提示

型取引の適正化推進協議会の設置

ガイドライン・契約書ひな形等を作成

型の大規模調査

3万社を対象に型取引の実態調査を実施

引き続き大規模調査、フォローアップ等を実施

知的財産の保護

公取委報告書

知的財産取引に関するガイドライン・契約書ひな形の策定

▶振興基準に反映

ガイドライン等を踏まえた取引の定着

▶ガイドライン・契約書ひな形の自主行動計画への反映  
▶知財Gメン(R4年度新設)による取引実態の調査

働き方改革の防止

振興基準改正

働き方改革を阻害する取引慣行の改善等を規定

しわ寄せ防止総合対策の策定

短納期発注の増加、単価の据置きなどの下請事業者へのしわ寄せの実態を調査

- 重点5課題等の遵守に取り組むこと等を企業の代表者名で宣言する「パートナーシップ構築宣言」の推進
- 宣言に参加する大企業の拡大に向けた取組を継続するとともに、宣言企業の状況調査等を通じ、宣言の実効性向上を図る

# (参考) 下請ガイドライン策定業種、自主行動計画策定団体 (令和4年5月時点)

- 下請ガイドラインは現在19業種策定、自主行動計画は現在19業種52団体策定。

## <下請ガイドライン策定業種>

業種	ガイドライン名称
製造	素形材 素形材産業取引ガイドライン
製造	自動車 自動車産業適正取引ガイドライン
製造	産業機械・航空機等 産業機械・航空機等における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
製造	繊維 繊維産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
製造	電気・情報通信機器 情報通信機器産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
情報	情報サービス・ソフトウェア 情報サービス・ソフトウェア産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
サービス	広告業 広告業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
建設	建設業 建設業法令遵守ガイドライン
製造	建材・住宅設備産業 建材・住宅設備産業取引ガイドライン
運輸	トラック運送業 トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン
情報	放送コンテンツ 放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン
製造	金属産業 (旧鉄鋼) 金属産業取引適正化ガイドライン
製造	化学産業 化学産業適正取引ガイドライン
製造	紙・紙加工業 紙・紙加工産業取引ガイドライン
製造	印刷業 印刷業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
情報	アニメーション制作業 アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
食品	食品製造業 食品製造業者・小売業者間における適正取引推進ガイドライン 食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン～豆腐・油揚げ製造業～ 食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン～牛乳・乳製品～
水産	水産物・水産加工品 水産物・水産加工品の適正取引推進ガイドライン
水産	養殖業 養殖業に係る適正取引推進ガイドライン

## <自主行動計画策定団体>

業種	団体名
自動車	日本自動車工業会 日本自動車部品工業会
素形材 (8団体連名)	日本金型工業会 / 日本金属熱処理工業会 / 日本金属プレス工業協会 / 日本ダイカスト協会 / 日本鍛造協会 / 日本鋳造協会 / 日本鋳鍛鋼会 / 日本粉末冶金工業会
機械製造業	日本建設機械工業会 日本工作機械工業会 日本ロボット工業会 日本分析機器工業会 日本産業機械工業会 日本半導体製造装置協会 日本計量機器工業連合会
航空宇宙工業	日本航空宇宙工業会
繊維 (2団体連名)	日本繊維産業連盟 / 繊維産業流通構造改革推進協議会
紙・紙加工業	日本製紙連合会 全国段ボール工業組合連合会
電機・情報通信機器	電子情報技術産業協会 日本電機工業会 ビジネス機械・情報システム産業協会 情報通信ネットワーク産業協会 カメラ映像機器工業会
情報サービス・ソフトウェア	情報サービス産業協会
流通業	スーパー、コンビニ、ドラッグストア等の小売業 日本スーパーマーケット協会 全国スーパーマーケット協会 日本フランチャイズチェーン協会 日本チェーンドラッグストア協会 日本ボランティアチェーン協会 日本DIY・ホームセンター協会
建材・住宅設備	日本建材・住宅設備産業協会
金属産業	日本電線工業会 日本鉄鋼連盟 日本アルミニウム協会 日本伸銅協会
化学産業 (6団体連名)	日本化学工業協会 / 塩ビ工業・環境協会 / 化成品工業協会 / 石油化学工業協会 / 日本ゴム工業会 / 日本プラスチック工業連盟
警備業※警察庁より要請	全国警備業協会
放送コンテンツ業※総務省より要請	放送コンテンツ適正取引推進協議会
トラック運送業※国交省より要請	全日本トラック協会
建設業※国交省より要請	日本建設業連合会
金融業	全国銀行協会
商社	日本貿易会
印刷業	日本印刷産業連合会

## 2. 転嫁円滑化パッケージのポイント

- 令和3年12月27日に官邸で開催された「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化会議」において、適切な価格転嫁に向けた政策パッケージが公表された。

### 1. 政府横断的な転嫁対策の枠組みの創設（※内閣官房を中心に対応）

→他省庁の取組も含め、毎年1月から3月を「集中取組期間」と定め、政府を挙げて取組を実施。

### 2. 価格転嫁円滑化に向けた法執行の強化

#### （1）価格転嫁円滑化スキームの創設（※公正取引委員会と連携して対応）

→「価格転嫁に関する関係省庁連絡会議」を設置し、「買ったたき」等の違反行為について、事業所管省庁や、「情報提供フォーム」経由での下請事業者からの情報提供を受付。

→今年度末までの取組について、来年6月までに報告書を取りまとめ、公表。違反の多い業種には自主点検を要請。さらに、毎年3業種ずつ対象を定めて、重点的な立入検査を行う。

#### （2）独禁法・優越的地位濫用の指針の策定分野を拡充（※公正取引委員会が対応）

#### （3）独禁法・優越的地位濫用についての調査（※公正取引委員会が対応）

#### （4）下請代金法上の「買ったたき」に対する対応（※公正取引委員会と連携して対応）

→親事業者への立入調査の件数を増やす。また、違反行為の再発防止が不十分な事業者には、取締役会決議を経た改善報告書の提出を求める。

#### （5）下請中小企業振興法に基づく対応

→各種相談窓口（下請かけこみ寺等）における相談をもとに、下請Gメンによるヒアリングを実施し、その結果を公表。

#### （6）取引適正化のための業種別ガイドラインの拡大

→食品製造・小売事業者間のガイドラインを新たに策定する他、下請Gメンによる調査結果に基づき、策定業種を拡大。

### 3. 労働基準監督機関における対応【最賃対応等】（※厚生労働省が対応）

## **4. 公共調達における労務費等の上昇への対応**（※デジタル庁 等と連携して対応）

→情報システムやビルメンテナンス等の公共調達において、公共工事設計労務単価制度を参考に、コスト上昇分を反映した調達価格になるよう、標準単価を設定し、賃金の適正化に向け取り組む。

## **5. 公共工物品質確保法の対応**（※国土交通省が対応）

## **6. 景品表示法の対応**（※消費者庁が対応）

## **7. 大企業とスタートアップとの取引に関する調査の実施と厳正な対処**（※公正取引委員会が対応）

## **8. パートナーシップ宣言の拡大・実効性強化**

### **（1）宣言企業の取組の見える化**

→宣言企業全社に書面調査を実施し、各社の取組をフォローアップ。

### **（2）宣言企業の申請に対する補助金における加点**

→経産省で実施している補助金の加点措置について、対象範囲を他省庁の補助金に拡大を検討。

※ 更に、今後、公共調達における加点についても、全省での実施（経産省分含む）を目指して財務省と調整していく。現段階において「宣言した内容の達成状況を、調達担当者が客観的に判断できる仕組みを構築し、実効性を担保する必要」等の指摘あり。

### **（3）コーポレートガバナンスに関するガイドラインへの位置づけ**

→コーポレートガバナンスの実現に資する実務指針において、パートナーシップ構築宣言が望ましい取組であることを明示。

※ 実務指針に記載することにより、パートナーシップ構築宣言が促されるとともに、企業の取組状況を取締役会が監督することを通じて、宣言の実効性向上につながることを期待される。

## **9. 関係機関の体制強化**

→120名の下請Gメンを来年度から倍増し、年間1万件以上の中小企業の現場の声を聴取。

（他に公正取引委員会に独禁法優越的地位濫用調査室の設置、厚労省の労働基準監督機関の体制強化等）

## **10. 今後の課題**（※公正取引委員会が対応）

→「優越的地位濫用に関する独占禁止法上の考え方」（優越的地位濫用ガイドライン）の改正の検討

### 3. 取引適正化に向けた5つの取組 (令和4年2月10日 第3回未来を拓くパートナーシップ構築推進会議)

- 中小企業の賃上げ原資の確保や、エネルギー価格・原材料価格の上昇に対応するためにも、**下請中小企業に公平・適切に付加価値が共有されるよう、「転嫁円滑化施策パッケージ」** (昨年末取りまとめ) の着実な実施に加えて、**大企業と下請中小企業との取引の更なる適正化**に向け、以下の**5つの取組**を実施していく。

#### ◆ 年末にとりまとめられた「転嫁円滑化パッケージ」の取組を具体化。

##### 1. 価格交渉のより一層の促進

- **下請振興法に基づく「助言（注意喚起）」の実施** (2月中に順次実施)
  - 令和3年9月に実施した価格交渉促進月間のフォローアップ結果を踏まえ、価格交渉・転嫁の状況の良くない個別の企業に対して実施。
- **価格交渉促進月間の3月の実施** (3月に実施し、4月にフォローアップを実施)
  - 9月と並んで価格交渉の頻度の高い3月にも**価格交渉促進月間**を実施。
- **下請振興法の振興基準を改正** (年度内を想定)
  - 原材料費やエネルギー価格の上昇による価格交渉に加え、最低賃金等の外的要因がない場合も、労務費上昇による価格交渉に応じるよう親事業者に促す。

##### 2. パートナーシップ構築宣言の大企業への拡大、実効性の向上

- ①宣言した企業全て、及び②**下請取引企業に対するアンケート調査の実施**
  - ①は**年度内に取り纏めて公表**し、宣言内容の**調達現場への浸透**を促す。②は**評価結果を公表・周知**(2021年調査結果は本日公表(P5))
- コーポレートガバナンスに関するガイドラインへの位置づけ、補助金等によるインセンティブ拡充の検討

##### 3. 下請取引の監督強化

- **下請Gメンの体制強化** (4月から倍増予定)
  - 下請Gメンを来年度倍増。また、**アドバイス機能の強化** (支援機関や補助金等の紹介) や**AI等による取締りの効率化**も検討。
- **商工会・商工会議所と下請かけこみ寺の連携による相談体制の強化** (年度内から実施)
  - 下請かけこみ寺で収集した相談情報を端緒に下請Gメンのヒアリング等を実施。
- **業種別ガイドライン・自主行動計画の拡充・改定等** (順次実施)
  - 取引上の問題のある業種や、新たな取引上の課題に対応するため、拡充・改定を随時実施。

## ◆ 前頁に加えて、新たに下記の事項にも取り組む。

### 4. 知財Gメンの創設と知財関連の対応強化

- 「知財Gメン」の新設（今年度内にヒアリングを開始）
  - 知財関連の取引問題に専門的に対応。
- 中小企業庁に「知財取引アドバイザリーボード」の設置（今年度内にも立ち上げ）
  - 知財取引の専門家により構成し、個別企業への指導・助言の実施など知財関連の対応を強化。
- 商工会議所、INPIT（工業所有権情報・研修館）等の関係機関との連携の強化（年度内から実施）

### 5. 約束手形の2026年までの利用廃止への道筋

- 各団体における自主行動計画の改定の要請（2月中に各省に依頼）
  - 利用の廃止に向けた具体的なロードマップ（段取り、スケジュール等）の検討を依頼し、その反映を要請。
  - 約束手形の利用廃止に向け、異なる業種間での取引における課題など、他業種も含めて取り組まなければ解消できない課題の洗い出しなどを実施。中小企業庁において課題を整理し、それらの課題に対する対応も各業界の自主行動計画に盛り込むよう要請。
- 2026年の手形交換所における約束手形の取扱い廃止の検討（2月中に金融業界に検討を依頼）
  - 金融業界に対して、産業界における約束手形利用廃止の取組状況を踏まえつつ、2026年に手形交換所における約束手形の取扱いを廃止することの可否について検討を開始するよう要請。

# 4. 中小企業等の活力向上に関する現状・課題と今後の取組について (令和4年2月22日 第3回中小企業等の活力向上に関するWG)

- 中小企業の賃上げ原資の確保や、エネルギー価格・原材料価格の上昇に対応するため、**親企業との取引条件の改善や、中小企業自らの生産性向上**が極めて重要。
- 加えて、12月27日に策定された「**転嫁円滑化施策パッケージ**」や、それを踏まえて2月10日のパートナーシップ構築推進会議で打ち出された「**取引適正化に向けた5つの取組**」の実現に向けた取組も必要。
- このため、取引環境改善に向け、各業界団体が策定する「**自主行動計画**」の改定、価格交渉促進月間の更なる浸透、電子受発注システム普及拡大による生産性向上等を進める。

	現状・課題	今後の取組方針
自主行動計画の改定	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現在、18業種51団体の業界団体において、<b>取引適正化に向けた自主行動計画を策定済み</b>。</li> <li>● 昨年の夏を目途に、2026年の約束手形の利用廃止等を目指した自主行動計画の策定・改定を要請し、51団体全てにおいて、<b>策定・改定を実施済</b>（同年8月に開催した本WGにおいて<b>フォローアップ</b>を実施）であるが、今後、約束手形の利用の廃止の道筋の具体化が必要。</li> <li>● また、昨年末の「<b>転嫁円滑化パッケージ</b>」の策定を受け、労務費等の価格転嫁の円滑化や、パートナーシップ構築宣言の拡大が必要。</li> </ul> <p>(参考：パートナーシップ構築宣言について) ・取引先との共存共栄を発注側企業の経営者が宣言するもの（6000社超が宣言済）。大企業の宣言企業数拡大や実効性の強化が課題。</p>	<p>取引適正化に向けた取組を更に進めるため、下請中小企業振興法に基づく振興基準の改定を踏まえつつ、自主行動計画に下記の内容を盛り込む形で今夏を目処に改定いただくよう、事業所管省庁から業界団体に協力を要請。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①<b>約束手形の利用廃止を目指した業界としての具体的な段取り</b>を策定すること             <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 1 各業界団体において、約束手形の利用廃止を目指すにあたって課題となる異業種の取引先との間の慣行など、<b>業種をまたいだ課題の抽出</b>を行い、<b>春頃までに</b>中小企業庁に共有。また、中小企業庁において、各業界から寄せられた課題を整理し、<b>各業界団体にフィードバック</b>。各業界団体において、それらの課題に対する対応も<b>自主行動計画の改定</b>に盛り込む。</li> <li>※ 2 金融業界に対して、産業界における約束手形利用廃止の取組状況を踏まえつつ、<b>2026年に手形交換所における約束手形の取扱いを廃止することの可否について検討を開始</b>するよう要請。</li> </ul> </li> <li>②各業界団体の<b>会員企業</b>（特に資本金3億円超の大企業）は、「<b>パートナーシップ構築宣言</b>」を行うこととすること、又は<b>各業界団体から会員企業に対して「パートナーシップ構築宣言」の実施を促すための取組を具体化</b>すること。</li> <li>③<b>価格交渉促進月間に合わせ</b>、各業界団体の会員企業は、<b>労務費、原材料費、エネルギー価格等の上昇分の価格転嫁に積極的に応じる</b>こと、又は<b>価格協議に応じる</b>こと。</li> </ol> <p>上記の改定状況について、<b>本WG次回会合（今秋目処開催予定）</b>において<b>フォローアップ</b>を実施。</p>
価格交渉促進月間	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>発注側企業から一方的な原価低減要請</b>が行われているほか、労務費や原材料価格が上昇している受注側企業が、<b>発注側企業に対して価格交渉を申し込むことすら難しい実態</b>が存在。</li> <li>● そのため、昨年9月を価格交渉促進月間とし、<b>労務費や原材料費等の上昇分</b>について、価格交渉によって<b>下請価格への適切な反映</b>がなされるよう、各種取組を実施。</li> <li>● 月間終了後に実施した<b>フォローアップ調査（4万社へのアンケート調査、2千社への下請Gメンヒアリング）</b>に基づき、本年2月の「<b>未来を拓くパートナーシップ構築推進会議</b>」の場において、<b>業種別のスコアリングを公表するとともに、個別企業に対し、下請中小企業振興法に基づく助言（注意喚起）を実施する旨、経済産業大臣から公表</b>。</li> <li>● 今後も取組を継続し、価格交渉を定着させ、価格転嫁を実現することが重要。</li> </ul>	<p>フォローアップ調査より、9月に加えて、<b>3月にも価格交渉を行うという企業が多かったこと</b>などから、本年3月も「<b>価格交渉促進月間</b>」として<b>設定</b>。年に2回、価格交渉促進月間を設定することで、<b>価格交渉の浸透・定着</b>を図る。3月の月間の実施にあたっては、以下の取組を実施し、業界を巻き込んだ取組としていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 月間終了後（4月～）に<b>フォローアップ調査（受注側企業に対し、前回調査を上回る15万社へのアンケート調査、2千社への下請Gメンヒアリング）</b>を引き続き実施。</li> <li>○ フォローアップ調査に基づき、<b>価格交渉・価格転嫁の状況に関する業種別のスコアリングを公表</b>するとともに、個別企業に対し、<b>下請中小企業振興法に基づく助言（注意喚起）</b>を引き続き実施。前回の価格交渉促進月間に続き、連続して問題が抽出された企業については、<b>同法に基づく指導の実施も検討</b>。</li> <li>※ 上記の助言及び指導については、<b>中小企業庁は対象企業・バックデータ等を整理した上で、各事業所管大臣に事業者に対する助言・指導文書の発出を要請</b>（従前のとおり、事業所管省庁独自の判断で助言・指導を行うことを妨げるものではない）。</li> </ul>
電子受発注システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>2023年を目途に</b>電子受発注システム導入率<b>約5割</b>を目指すことになっている。</li> <li>● 各業界の業界団体等においては、中小企業の会員が少なく、中小企業の取引実態等について把握ができないといった課題が存在。</li> <li>● 中小企業に対する電子受発注システムの<b>導入意義の周知</b>や<b>導入費用への支援</b>が重要。</li> </ul> <p>(参考) 中小企業へのアンケート調査「令和3年度取引条件改善状況調査」の結果を踏まえると、電子受発注システム導入率は、受注側で48.5%、発注側で40.9%。</p>	<p>電子受発注システム導入に向けた現状・課題を踏まえ、資料6の「<b>電子受発注システム導入率向上に向けたロードマップ</b>」に沿って、以下に取り組んでいく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 来年度初年からデジタル化診断、来年度の取引条件改善状況調査等のアンケート調査による<b>電子受発注システム導入率をKPIとして測定</b></li> <li>◆ 中小企業に電子受発注システムの導入等の必要性の気付きを促すための<b>デジタル化診断事業の実施</b></li> <li>◆ 電子受発注システム等の導入に限定し、補助率引き上げ、補助対象拡大等の優遇措置が講じられた<b>IT導入補助金特別枠の活用促進</b></li> <li>◆ 業界別に電子受発注システム導入ツールの<b>特定・開発</b></li> <li>◆ 業界を越えた接続を可能とする<b>産業データ連携基盤の実証事業の実施</b></li> </ul>